

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
勤務時間条例及び規則に関する各種休暇	パートナーシップの宣誓をされた方を配偶者として取り扱うこととし、休暇を取得することができる。	○			秘書人事課 (代) 0562-83-3111 (内線 222)
弔慰金の支給	パートナーシップの宣誓をされた方を配偶者として取り扱うこととし、弔慰金を支給することができる。	○			秘書人事課 (代) 0562-83-3111 (内線 222)
給与条例及び規則に掲げる各種手当	パートナーシップの宣誓をされた方を配偶者として取り扱うこととし、扶養手当等を支給することができる。	○			秘書人事課 (代) 0562-83-3111 (内線 222)
災害見舞金の申請	被災者又はその遺族に対して、支給要件に応じた額の災害見舞金を支給する。	○		受理証明書の提出の他、要綱に定める被災したことを証明する書類及び請求者が遺族である場合には遺族であることを証明する書類の提出が必要	ふくし課 (代) 0562-83-3111 (内線 124)
障がい福祉サービス各種申請	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく福祉サービスの申請	○			障がい支援課 (代) 0562-83-3111 (内線 125)
保育所入所申込	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている方のうち、代表の保護者1名及び入所を希望する子本人が東浦町に入所月の1日時点で居住予定の場合は申し込みを可とする。	○		申立書等で関係性について記載を依頼する場合有	児童課 (代) 0562-83-3111 (内線 143)

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
一時保育利用申請	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている方のうち、代表の保護者1名及び入所を希望する子本人が東浦町に利用日時点で居住予定の場合は申し込みを可とする。	○		申立書等で関係性について記載を依頼する場合有	児童課 (代) 0562-83-3111 (内線143)
児童クラブ加入申込	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている方のうち、代表の保護者1名及び入所を希望する子本人が東浦町に利用日時点で居住予定の場合は申し込みを可とする。	○		申立書等で関係性について記載を依頼する場合有	児童課 (代) 0562-83-3111 (内線145)
認可外保育施設保育料補助金	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている方のうち、代表の保護者1名及び入所を希望する子本人が東浦町に利用月の1日時点で居住予定の場合は申し込みを可とする。	○		申立書等で関係性について記載を依頼する場合有	児童課 (代) 0562-83-3111 (内線142)
不妊治療費補助申請	パートナーシップの宣誓をされた方を、事実婚関係にある方として取扱うこととし、不妊治療費補助金の交付対象者として可とする。	○		受理証明書等の提示の他、要綱に定める書類等の提出が必要	保険医療課 (代) 0562-83-3111 (内線150)

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
がん患者アピアランスケア支援事業補助金の申請（※対象者が未成年の場合）	がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用補整具（医療用ウィッグ又は乳房補整具）購入に係る経済的負担の軽減を図るため、補整具購入費の一部を補助する制度	○		受理証明書の提出の他、町外在住者は住民票の写し等の提出が必要	健康課 0562-83-9677
風しんワクチン接種等接種助成事業	風しんワクチンの接種を受けた妊娠を予定し、または希望する方に対し、予防接種の料金を助成する。	○		助成を受ける対象者が東浦町に住民票があることが必要	健康課 0562-83-9677
乳幼児健康診査依頼申請	乳幼児健康診査を他市町にて実施を希望する	○		健康診査を受ける対象者が東浦町に住民票があることが必要	健康課 0562-83-9677
母子健康手帳の申請・受領	母子健康手帳の申請・交付	○		妊婦が東浦町に住民票があることが必要 後日、妊婦本人との面接が必要	健康課 0562-83-9677
パパママ教室	パパママ教室の参加	○		妊婦が東浦町に住民票があることが必要	健康課 0562-83-9677
住民票に続柄を「縁故者」と記載	パートナーシップの宣誓をされた方で、双方が同一世帯に属する場合に住民票上の続柄を縁故者と表示できる場合がある。	○		住民票の異動が必要となる場合は異動届の提出が必要	住民課 (代)0562-83-3111（内線157・160）

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
町営住宅への申込	パートナーシップの宣誓をされた方を契約者の同居親族として取扱うこととし、東浦町営住宅への申込を可とする。	○		受理証明書の提出の他、規則に定める他、入居にかかわる書類等の提出が必要	都市計画課 (代) 0562-83-3111 (内線 266, 267)
図書館利用カードの交付・更新 (利用者が子どもの場合)	図書館利用カードの交付・更新 (利用者が子どもの場合)	○		※知多半島5市5町、刈谷市、高浜市在住者及び東浦町に在学・在勤の方が対象です。 図書館利用カード交付・更新のためには、申請者本人の公的な身分証明書の提示が必要です。	生涯学習課 0562-83-9567
就学援助費受給申請	パートナーの子(ファミリーシップ宣誓者)の申請を可とする。	○			学校教育課 (代) 0562-83-3111 (内線 176)